

## トランス脂肪酸の情報開示に関する指針（案）を公表 消費者庁



消費者庁は10月8日、トランス脂肪酸の情報開示に関する指針（案）を公表し、意見募集を行いました。意見募集期間は、平成22年10月8日から平成22年10月29日でした。

トランス脂肪酸を摂取すると動脈硬化等に心疾患のリスクを高めるとの報告があり、北・南米やアジア等における諸外国では、栄養成分表示の一環としてトランス脂肪酸の含有量の表示が義務付けられています。

日本人の場合、1日当たりのトランス脂肪酸の平均摂取量は総エネルギー摂取量の0.6%程度となっていますが、最近の研究では若年層や女性などに、摂取量が1%を超える集団があるとの報告もあります。

以上の状況を踏まえて、消費者庁ではトランス脂肪酸に関して食品事業者が情報開示を行う際のルールとなる指針を定め、食品事業者に対しトランス脂肪酸を含む脂質に関する情報を自主的に開示する取組を進めるよう要請することとしています。

この指針（案）には、トランス脂肪酸の定義、表示方法、強調表示及び分析方法など4つの部分が含まれています。

当社では、トランス脂肪酸の分析について準備を進めています。

資料 2010年10月8日付 消費者庁ホームページ

商品開発箇所 白亜力